

新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となられた方へ

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザなどと同様の感染症法上の5類感染症に移行します。これに伴い、健康相談等については以下のとおりとなります。

健康フォローアップセンターのご案内

療養中の相談は健康フォローアップセンターで受け付けます。療養場所によって連絡先が異なります。

◆ 令和5年5月7日まで(従来どおり)

- 発生届の対象者(※)は、保健所から連絡を行い、健康相談及び療養中の支援等についてご案内します。
 - 発生届の対象外の方は、保健所から連絡はありません。症状が悪化した場合や自宅療養が困難な場合等は、下記にご相談ください。
- ※ ①65歳以上の方、②入院が必要な方、③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師から診断された方、④妊婦の方

令和5年5月7日まで	北九州市	福岡市	久留米市	左記以外
健康相談	自宅療養者 相談ダイヤル [Web申込] 下記QRコードから  [電話申込] 050-3665-8105 (受付:24時間対応)	福岡市新型コロナウイルス感染症 相談ダイヤル 050-3665-7980 050-3629-0353 (受付:24時間対応)	裏面 (受付:24時間対応)	新型コロナウイルス 感染症 総合相談窓口 050-3665-8126 (受付:24時間対応)
宿泊療養施設 (※1)		各保健所(裏面)	電話①:090-7442-3139 電話②:080-8841-3066 FAX :0942-50-2234 (受付:10:00~18:00)	各保健所(裏面)
食料品等支援 (※1) ※ 症状が継続して、 買物に行けない方や ネットスーパーのご利用 ができない方等が対象 となります。		[電話申込] 050-3629-3857 (受付:9:15~ 17:30)	配食サービスコール センター 電話:050-3629-9284 FAX :050-3819-8134 (受付:8:30~21:00)	[Web申込] 下記QRコードから  [電話申込] 050-3665-8126 (受付:月~土 9:00~17:00)
療養証明 (※2)	【県内共通】 新型コロナウイルス感染症総合相談窓口 050-3665-8126 (受付:月~金 9:00~17:00) 令和4年9月26日から全国一律で発生届の対象が限定されたことに伴い、療養証明の発行は停止しています。 発生届の対象の方は、引き続き、My HER-SYSで表示できる療養証明は活用できます。			

※1: 宿泊療養施設・食料品等支援は5月7日をもって終了します。受付期限は、各市、県のホームページをご確認ください。

※2: 5月8日以降は療養証明書の交付・再交付及び療養証明に関する相談(My HER-SYSの操作説明等)は終了します。

◆ 令和5年5月8日以降

5類感染症へ位置づけられ、発生届はなくなるため、保健所からの連絡はありません。行動制限等もなくなるため、宿泊療養施設への入所や食料品等支援はなくなります。体調悪化時には、診断を受けた医師やかかりつけ医にご相談ください。また、以下の窓口でも相談に応じています。

令和5年5月8日以降	北九州市	福岡市	久留米市	左記以外
受診相談等	新型コロナ 受診・相談センター 050-3665-8105 (受付:24時間対応)	福岡市新型コロナウイルス 感染症相談ダイヤル 050-3665-7980 050-3629-0353 (受付:24時間対応)	新型コロナ相談センター 0942-30-9750 (受付:24時間対応)	新型コロナウイルス 感染症総合相談窓口 050-3665-8126 (受付:24時間対応)

福岡市にお住まいの方

<宿泊療養施設入所希望の場合の連絡先>
受付:平日8:45~17:30

保健所	電話番号
東保健所	092-645-1078
博多保健所	092-419-1091
中央保健所	092-761-7340
南保健所	092-559-5116
城南保健所	092-831-4261
早良保健所	092-851-6012
西保健所	092-895-7073

久留米市にお住まいの方

<健康相談に関する連絡先>
受付:24時間対応

- 新型コロナ相談センター
TEL:0942-30-9750 FAX:0942-30-9833
・一般の方、濃厚接触者が有症状者になった時の相談
・陽性者の受診希望の相談 など
- 自宅療養者体調悪化時相談専用ダイヤル
TEL:0942-30-9326 FAX:0942-50-2234
・自宅療養中の陽性者(発生届対象外者含む)の体調悪化時の相談



☆ 久留米市ホームページもご確認ください。
左記QRコードからアクセスできます。

北九州市、福岡市、久留米市以外にお住まいの方

<発生届出の対象の方の健康相談および宿泊療養施設入所希望の場合の連絡先>
受付:平日8:30~17:15

☆ 福岡県ホームページもご確認ください。
右記QRコードからアクセスできます。



保健所	管轄市町村	電話番号
筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	092-707-0524
粕屋保健福祉事務所	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	092-939-1746
糸島保健福祉事務所	糸島市	092-322-5579
宗像・遠賀保健福祉事務所	中間市、宗像市、福津市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町	0940-36-6098
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町	0948-21-4972
田川保健福祉事務所	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町	0947-42-9379
北筑後保健福祉環境事務所	小都市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町	0946-22-9886
南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町	0944-68-5224
京築保健福祉環境事務所	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	0930-23-3935

※ 令和5年5月7日までに陽性となった場合の療養期間について

(症状の有無等で療養期間が変わります。療養期間中は、不要不急の外出の自粛をお願いします。)

● 有症状者

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除されます。

ただし、10日間が経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用することなど感染対策の徹底をお願いします。

※ 高齢者施設入所している方については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、11日目から解除されます。

● 無症状者(無症状病原体保有者)

陽性が確定したときのPCR等検査**検体採取日から、7日間を経過した場合には、8日目から解除**されます。

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から解除されます。

ただし、7日間が経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用することなど感染対策の徹底をお願いします。

● 7日目になっても症状が改善傾向にない場合、無症状だったが療養期間中に症状が出た場合は、各自治体の保健所へご連絡ください。